

埼玉県介護保険施設等監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第90条、第100条、第115条の7及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力をゆするものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条の規定に基づき実施する監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設・事業所の介護給付等対象サービスの内容について、知事が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、または介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、厚生かつ適切な措置をとることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護サービス事業所等の選定基準

監査は、以下に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・情報・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費等適正化システムの分析から得意傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導において確認した情報

法第24条により指導を行った介護サービス事業所等について確認した指定基準違反等

第4 監査方法等

1 報告等

知事は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業所等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る施設・事業者に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

知事は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

(1) 指定基準違反等が認められた場合には、法第五章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取り消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(2) 勧告及びこれに従わなかった場合の公表は福祉監査課が担当し、命令及び命令をした場合の公示並びに指定の取消し及び指定を取消した場合の公示は高齢者福祉課が担当する。

4 経済上の措置

勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対して、法第22条第3項に基づく不当利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう働きかけるものとする。

第5 その他

知事は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。